

一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC)
令和 8 年度事業計画書

令和 8 年度において、JAC としては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能 1 号・2 号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和 9 年度予定の育成就労制度の施行に伴い育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることから、育成就労制度への関わり方について検討を進めつつ、特定技能外国人が中長期的に日本で働き、活躍できる環境づくりに向けて、

- (1) 2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人等のスキルアップ支援
- (2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開
- (3) 特定技能外国人等の地域との共生推進に向けた支援

等に資する事業の実施に取り組む。

なお、特定技能人材の在留人数の増加傾向が続く中、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和 8 年 1 月 23 日閣議決定)において、建設分野における令和 10 年度末までの特定技能人材の受け入れ見込み数が 80,000 人から 76,000 人に改定されたこと^(※)などを踏まえ、会員企業のニーズに応じた負担金収入の適切な活用・還元を図りながら、持続的・安定的な業務運営が可能となるよう十分留意する。

(※) 建設分野の特定技能 (76,000 人) 及び育成就労 (123,500 人) を合わせた受入れ見込み数は 199,500 人とされており、分野の特性を踏まえ、特定技能・育成就労の構成比を調整する場合があるとされている。

(1) 2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人等のスキルアップ支援

○特定技能評価試験等

国内の特定技能 1 号及び 2 号評価試験について、東京、大阪等の各地において適切な頻度で実施するとともに、海外においては、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、インド及びパキスタン (計 13 か国) で特定技能 1 号評価試験の実施に取り組む。その際には、国内における特定技能 2 号評価試験受験者数の増加傾向、海外におけるインドネシア等における受験者数の増加傾向を踏まえ、引き続き試験運営の実施環境 (試験会場の追加、試験回数の増加等) の改善に機動的に取り組む。

なお、昨年 11 月の厚生労働省「特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議」において、技能を正確に評価する観点から、各分野の特定技能評価試験に実技試験として「計画立案等作業試験^(※)」を盛り込むこととされたところであり、建設分野

においても、他分野とともに検討を進めていく。

(※) 受験者に現場における実際的な課題等を紙面を用いて表、グラフ、図面、文章等によって提示し、計算、計画立案、予測等を行わせるもの

さらに、現在、インドネシア・フィリピン、ベトナム、モンゴル及びウズベキスタンの計5か国において、受験者の拡大の観点から実施している海外試験広報セミナーについて、発信内容の充実化や不正受験抑止に向けた禁止事項の周知に取り組む。

無料職業紹介については、引き続き、広報等を通じた利用促進に取り組むとともに、海外においては、特定募集情報等提供事業による海外試験合格者・求人会社への求人求職情報提供サービスの利用促進策として、ホームページの充実や説明会の開催等、求人企業や求職者の登録の拡大に取り組む。

○正会員団体等による国内における専門技能スキルアップ研修支援

1号特定技能外国人等のスキルアップ環境整備の観点から、今後は、より多くの正会員団体において、技能検定の資格取得等に向けた「スキルアップ技能研修」が展開されるよう、事例集の作成等の支援に取り組む。

また、特定技能2号評価試験合格を目指す外国人を対象とした「テキスト理解度向上サポート研修」の開設・普及支援に取り組む。

会員企業が雇用する特定技能外国人等に対する特別教育・技能講習の支援に加え、「スキルアップ技能研修」等についても支援の対象とする。

○無料母国語安全衛生教育

令和6年7月から開始したJACによるオンライン無料母国語安全衛生教育について、より多くの特定技能外国人等の参加を図る観点から、

・特別教育について、令和8年度においては、

① オンライン特別教育の11教科8言語での開催、既存コンテンツの改訂

② 運転系特別教育の2教科5言語での準備、開催

・技能講習について、令和8年度においては、

現在の6教科2言語から6教科5言語（タガログ語、中国語、カンボジア語の追加）での開催

等に取り組む。科目の追加については今後のニーズ状況等も踏まえて適切に対応するとともに、参加登録教習機関の拡大等を通じた受講枠の拡大に取り組む。

加えて、特定技能1号外国人を対象とした職長・安全衛生責任者教育の令和9年度内の実施に向けた準備に取り組む。

また、インドネシア、ベトナム等の海外において、現地の送り出し機関等との連携のもと、入国前の外国人を対象とした特別教育の実施に柔軟に取り組む。

○無料日本語講座

無料日本語講座については、現在、オンライン方式をベースに、対面方式・スマホ e-ラーニング方式も活用し、日本語資格取得を目指す講座、日本語によるコミュニケーション能力拡大を図る講座及び e-ラーニングの 3 講座群（計 9 講座）を設けているが、引き続き、提供メニューの充実化に取り組むとともに、今後は、日本語学校等の関係機関と連携した利用促進広報に取り組む。

（現在、①N5～2 を目指す日本語講座、②合格のための日本語、③日本語で話そう、④建設現場で使える日本語、⑤母国語で学ぶ日本語講座（インドネシア語・タガログ語・ミャンマー語）、⑥文字と言葉、⑦生活の漢字、⑧日曜リアル日本語教室及び⑨スマホで学ぶ日本語の 9 講座を提供している。うち、オンライン方式は①②④⑤⑥⑦、対面方式は③⑧、e-ラーニング方式は⑨）

○外国人のキャリアアップ支援

外国人のスキルアップ意欲喚起等の観点から創設した資格取得等奨励金制度については、企業による外国人のキャリアアップを支援するための制度に見直す（6 月から試験合格者が特定技能 2 号に移行した後に企業に対して 5 万円を支給）。

また、特定技能外国人等の技能・経験に応じた評価の促進の観点から、CCUS への資格・就業履歴の蓄積促進支援制度（カードリーダー導入支援、外国人履歴促進支援等）に引き続き取り組む。

(2) 海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

より多くの特定技能外国人材を確保するため、引き続き、正会員団体による海外現地における採用活動等の支援に取り組む。

JAC としては、日本の建設業就労への関心を高めるため、インドネシア、ベトナムにおける建設短期大学、工業高校等の教員、退役予定軍人を対象とした「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催に、現地政府、学校当局、送り出し機関等との連携のもと取り組む。これらの「建設業務説明会」の運営については、正会員団体等による海外現地における採用活動等への貢献に十分留意する。

より多くの正会員団体が入国前の段階において、就労を希望する外国人に対する専門技能、日本語、安全衛生等のスキルアップ研修・講習を実施できるよう、現地説明会等の支援に取り組む。

(3) 特定技能外国人等の地域との共生推進に向けた支援

母国を離れて暮らす特定技能外国人等に、働きやすく、安心して生活できる環境を提供し、日本の生活習慣等への理解を深めながら地域社会と共生する環境整備を推進するための各種支援に取り組む。

- ・ 特定技能外国人一時帰国支援制度の支援上限額を見直し（現行8万円→6月から5万円）
- ・ 政府労災の上乗せ（死亡・後遺障害補償、休業補償）補償制度の更なる周知
- ・ 住居における水漏れ、自転車事故による接触事故等の日常生活トラブルに係る補償制度の周知
- ・ 医療受診サポート制度（オンラインでの医療機関の受診予約、医療受診時のオンライン通訳サポート等）の周知
- ・ 日本人従業員向け無料外国人共生講座（①異文化理解講座、②やさしい日本語講座、③生活・交通指導、④外国人就労の基礎知識）の講座拡充・内容充実・利用促進
- ・ 特定技能外国人向け日本社会に関する理解促進プログラムの無料提供の開始（日本の文化や生活・マナーについての理解促進のための動画コンテンツをオンラインで無料提供）
- ・ CCUS 手数料支援制度（管理者 ID 利用料（例）11,400 円／年、能力評価手数料 4,000 円／人の全額支援）の利用促進

(4) 巡回訪問・母国語相談への対応等

建設特定技能受入計画の実施状況の確認のための巡回訪問、特定技能外国人からの苦情・相談に対応する母国語相談等を適正就労監理機関（一般財団法人国際建設技能振興機構 FITS）への委託により実施する。

(5) 広報活動

HP、会員へのダイレクトメール、SNS、ネット・建設専門紙広告、機関誌、説明会等の様々な媒体を活用して以下の広報活動の推進等に取り組む。

- ・ 会員、特定技能外国人等に対する支援メニューの周知、グッドプラクティスの普及
- ・ 特定技能外国人の受入れを希望する建設企業に対する特定技能外国人制度等の説明

その際には、会員企業への訴求性の高い記事発信等に取り組むとともに、説明会についても、新たなターゲットも含めより幅広い関係者を対象とする等の改善に取り組む。

また、JAC による事業運営の透明性の確保等の観点から、会員等に対する事業内容に関する情報提供の改善に取り組む。

(6) 制度運用改善調査

(海外関係)

- ・インドネシアにおける「ランポン育成拠点設置構想」の具体化に向けて、「建設業務説明会」における参加者アンケートの分析、学校当局、送り出し機関等へのヒアリング等の調査に取り組む。
- ・ベトナムにおける「建設業務説明会」の改善方策等について、学校当局と連携した参加者アンケートの内容の充実、フォローアップ体制の強化などを通じ、日本の建設業務への関心を持つ者を更に増やすための調査に取り組む。
- ・インドネシア・ベトナム以外での展開可能性について、現地実態調査等も踏まえた調査に取り組む。

(国内関係)

育成就労制度の施行に向けて有識者等を交えた検討を通じて、

- ・中長期的に日本で働きキャリアアップを実現していくためのスキルアップ支援の実施に向け、企業・技能者アンケート、ヒアリング等の調査
- ・外国人就労者と地域の共生の先進事例の整理と支援方策の検討に向け、企業・自治体・登録支援機関等へのヒアリング、現地調査等の調査
- ・建設分野の社会的ニーズに応えうる外国人技能者の育成に向けた日本語教育のあり方に関する調査
- ・特定技能人材の在留人数の見通し等を踏まえ、今後の業務運営のあり方に資する検討に取り組む。
- ・また、我が国の建設技能人材の教育訓練等に向けた検討に取り組む。

(7) 効果的かつ効率的な業務運営体制の整備

業務の効率的かつ安定的な運営の観点から、JACの情報通信システムの改修等に加え、今後の業務運営の基盤となる必要な人材、機材等の確保に取り組むとともに、いわゆる事業協力費（受入負担金収納代行にかかる手数料）についても、令和6年度の割合に見直す。

特に、支援メニューの会員への提供の確実性、会員目線での手続き簡素化等に取り組む。